

介護保険制度

(令和5年12月)

上三川町 健康福祉課

電話 56-9102

目次

| | | |
|---|--------------------------|----|
| 1 | 介護保険の目的と仕組み | 2 |
| 2 | 介護保険の対象者 | 3 |
| | (1) 介護保険に加入する人 | 3 |
| | (2) 介護サービスを受けられる人 | 3 |
| 3 | 介護保険の費用 | 4 |
| | (1) 介護サービスにおける給付の上限 | 5 |
| | (2) 介護サービスにおける利用者負担の上限 | 5 |
| | (3) 保険者負担の内訳と保険料 | 10 |
| 4 | 介護サービスを受けるための標準的手続き | 13 |
| | (1) 標準的手続き | 13 |
| | (2) 介護認定調査員 | 14 |
| | (3) 主治医意見書 | 14 |
| | (4) 介護認定審査会 | 14 |
| | (5) 介護支援専門員（ケアマネジャー） | 14 |
| | (6) 居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者） | 14 |
| 5 | 介護サービスの種類 | 16 |
| 6 | 審査請求 | 24 |
| 7 | 保険料滞納者に関する処分 | 25 |
| | (1) 保険料滞納者の保険給付の取扱い | 25 |
| | (2) 保険料未納者の保険給付の減額 | 25 |
| 8 | 介護保険利用実績 | 26 |
| | (1) 第1号被保険者数 | 26 |
| | (2) 認定者数 | 26 |
| | (3) 居宅介護（支援）サービス受給者数 | 27 |
| | (4) 地域密着型サービス受給者数 | 27 |
| | (5) 施設介護サービス受給者数 | 28 |
| | (6) 介護保険給付実績 | 29 |
| | (7) 総合事業にかかる費用 | 30 |
| 9 | 介護保険と所得税 | 31 |
| | (1) 介護保険料の社会保険料控除 | 31 |
| | (2) 介護サービス利用料の医療費控除 | 31 |
| | (3) おむつ代の医療費控除 | 33 |
| | (4) 障がい者控除 | 33 |

介護保険制度について

1 介護保険の目的と仕組み

介護保険制度とは、次の3つを目的とし、市区町村が保険者となり運営している制度です。加入者は40歳以上の町民であり、介護保険料を納め、介護が必要となったときにその費用の一部を支払うことで、介護サービスを受けることができます。

- (1) 介護を必要とする状態になっても、尊厳を保持し、自立した生活ができるよう、高齢者の介護を社会全体で支える。
- (2) 福祉と医療とで相談窓口が別々になっていたが、ケアプラン作成事業者に相談することで、介護サービスを総合的に受けられる。
- (3) 社会保険の仕組みにより、受けられる介護サービスと保険料の関係を分かりやすくする。

※介護保険法抜粋

(目的)

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

.....

(定義)

第七条 この法律において「要介護状態」とは、身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分(以下「要介護状態区分」という。)のいずれかに該当するもの(要支援状態に該当するものを除く。)をいう。

2 この法律において「要支援状態」とは、身体上若しくは精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について厚生労働省令で定める期間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、又は身体上若しくは精神上の障害があるために厚生労働省令で定める期間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であって、支援の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分(以下「要支援状態区分」という。)のいずれかに該当するものをいう。

3 この法律において「要介護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 要介護状態にある六十五歳以上の者
- 二 要介護状態にある四十歳以上六十五歳未満の者であって、その要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定めるもの(以下「特定疾病」という。)によって生じたものであるもの

4 この法律において「要支援者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 要支援状態にある六十五歳以上の者
- 二 要支援状態にある四十歳以上六十五歳未満の者であって、その要支援状態の原因である身体上又は精神上の障害が特定疾病によって生じたものであるもの

2 介護保険の対象者

対象者（被保険者）は、年齢により第1号被保険者と第2号被保険者の2種類に分けられています。

(1) 介護保険に加入する人

- 65歳以上の人（第1号被保険者）
- 40歳から64歳までの人（第2号被保険者）のうち、医療保険に加入している人

(2) 介護サービスを受けられる人

- 65歳以上の人（第1号被保険者）のうち、介護を必要とする人
- 40歳から64歳までの人（第2号被保険者）のうち、特定疾病が原因で介護を必要とする人

※介護保険法抜粋

(被保険者)

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）が行う介護保険の被保険者とする。

- 一 市町村の区域内に住所を有する六十五歳以上の者（以下「第一号被保険者」という。）
- 二 市町村の区域内に住所を有する四十歳以上六十五歳未満の医療保険加入者（以下「第二号被保険者」という。）

※介護保険法施行令抜粋

(特定疾病)

第二条 法第七条第三項第二号に規定する政令で定める疾病は、次のとおりとする。

- 一 がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込がない状態に至ったと判断したものに限る。）
- 二 関節リウマチ
- 三 筋萎縮性側索硬化症
- 四 後縦靭帯骨化症
- 五 骨折を伴う骨粗鬆症
- 六 初老期における認知症（法第五条の二に規定する認知症をいう。以下同じ。）
- 七 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 八 脊髄小脳変性症
- 九 脊柱管狭窄症
- 十 早老症
- 十一 多系統萎縮症
- 十二 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 十三 脳血管疾患
- 十四 閉塞性動脈硬化症
- 十五 慢性閉塞性肺疾患
- 十六 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

3 介護保険の費用

ケアプランにもとづいて介護サービス等を利用した場合、かかった費用の1割または2割、若しくは3割を負担していただきます。

負担割合については、介護保険負担割合証で確認して下さい。

○要介護者の身体状況のめやす

| 要介護度 | 身体の状態 |
|-------|---|
| 事業対象者 | 要支援、要介護状態とならないよう社会的支援を要する状態 ・基本チェックリストによる判定で要支援、要介護となるリスクが高いと判定された高齢者。 |
| 要支援1 | 要介護状態にならないよう、社会的支援を要する状態 ・基本的な日常生活は、ほぼ自分で行うことができるが、要介護状態にならないように何らかの支援を必要とする。 |
| 要支援2 | 要介護状態とは認められないが、社会的支援を要する状態 ・要支援1の状態より日常生活を行う力が僅かに低下し、何らかの支援を必要とする。 |
| 要介護1 | 生活の一部について部分的介護を要する状態 ・基本的な日常生活や身の回りの世話などに一部介助を必要とする。 ・立ち上がりなどに何らかの支えを必要とする。 |
| 要介護2 | 軽度の介護を要する状態 ・食事や排せつ、入浴、洗顔、衣服の着脱等に一部または多くの介助を要する。 ・立ち上がりや歩行に支えを必要とする。 |
| 要介護3 | 中等度の介護を要する状態 ・食事や排せつ、入浴、洗顔、衣服の着脱などに多くの介助を必要とする。 ・立ち上がりなどが自分でできない。歩行が自分でできないことがある。 |
| 要介護4 | 重度の介護を要する状態 ・食事や排せつ、入浴、洗顔、衣服の着脱などに全面的な介助を必要とする。 ・立ち上がりなどがほとんどできない。歩行が自分でできない。 ・認識力、理解力などに衰えが見え、問題行動もある。 |
| 要介護5 | 最重度の介護を要する状態 ・日常生活や身の回りの世話全般にわたって全面的な介助を必要とする。 ・立ち上がりや歩行などがほとんどできない。 ・認識力、理解力などに衰えが見え、問題行動もある。 |

基本チェックリスト…介護の原因となりやすい生活機能の低下がないか、運動、口腔、栄養、物忘れ、うつ症状などの25項目について答える質問票です。

(1) 介護サービスにおける給付の上限

○在宅介護サービスの給付の上限額

介護サービスは要介護状態区分に応じて利用額の上限が決まっています。

| 要介護度 | 限度基準額 (令和5年12月現在) |
|------|----------------------|
| 要支援1 | 50,320円/月 |
| 要支援2 | 105,310円/月 |
| 要介護1 | 167,650円/月 |
| 要介護2 | 197,050円/月 |
| 要介護3 | 270,480円/月 |
| 要介護4 | 309,380円/月 |
| 要介護5 | 362,170円/月 |

- ・ 上記は標準地域の限度額です。人件費などの地域差に応じて限度額の加算があります。
- ・ 上限額を超えてサービスを利用した場合は、超えた分が全額自己負担となります。
- ・ 事業対象者の上限は要支援1の上限が目安となります。

(2) 介護サービスにおける利用者負担の上限

○高額介護サービス費・高額介護予防サービス費

介護サービス利用による自己負担が過重にならないように、1か月に支払った利用者負担が負担上限額を超えた場合、高額介護（介護予防）サービス費として、超えた分が申請により支給されます。限度額は世帯単位および個人単位で設定されています。

| 区分 | 個人の上限額 | 世帯の上限額 |
|--------------------|----------|----------|
| 課税所得690万円以上 | 140,100円 | 140,100円 |
| 課税所得380万円以上690万円未満 | 93,000円 | 93,000円 |
| 課税所得145万円以上380万円未満 | 44,400円 | 44,400円 |
| 一般 | 44,400円 | 44,400円 |
| 市町村民税世帯非課税等 | 24,600円 | 24,600円 |
| 年金収入＋合計所得≤80万円 | 15,000円 | 24,600円 |
| 非課税世帯の老齢福祉年金受給者 | 15,000円 | 24,600円 |
| 生活保護受給者 | 15,000円 | 15,000円 |

- ・ 福祉用具購入費、住宅改修費、食費・居住費（滞在費）、日常生活費など、計算の対象とならないものがあります。

○高額医療合算介護（予防）サービス費

医療及び介護における高額療養費、高額介護（予防）サービス費の支給を受けてもなお残る1年間（毎年8月1日から翌年7月31日）の世帯負担額の合算額が、下表の限度額を超えた場合、申請により超えた分が支給されます。

医療と介護の自己負担合算後の限度額（年額）

○70歳～74歳の方及び75歳以上の方

| 区分 | 後期高齢者医療制度+介護保険 (75歳以上の方) | 医療保険+介護保険 (70～74歳の方) |
|-----------------|-----------------------------|-------------------------|
| 課税所得690万円以上 | 212万円 | 212万円 |
| 課税所得380万円以上 | 141万円 | 141万円 |
| 課税所得145万円以上 | 67万円 | 67万円 |
| 一般（市町村民税課税世帯の方） | 56万円 | 56万円 |
| 低所得者Ⅱ | 31万円 | 31万円 |
| 低所得者Ⅰ | 19万円 | 19万円 |

- ・低所得者Ⅱは、同一世帯の全員が住民税非課税の場合等が該当します。
- ・低所得者Ⅰは、同一世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各種所得の合計が0円になる場合等が該当します。
- ・低所得者Ⅰで介護保険の受給者が複数いる世帯の場合は、限度額の適用方法が異なります。

○70歳未満の方

| 区分 | 医療保険+介護保険 (70歳未満の方) |
|---------------|------------------------|
| 基礎控除後の総所得金額等が | |
| 901万円超の方 | 212万円 |
| 600万円超901万円以下 | 141万円 |
| 210万円超600万円以下 | 67万円 |
| 210万円以下 | 60万円 |
| 市町村民税非課税世帯 | 34万円 |

○特定入所者介護（予防）サービス費

サービス利用時の食費・居住費（滞在費）が、申請により、利用者世帯の所得状況に応じた負担限度額までの負担となります。

基準費用額と負担限度額の差額は、特定入所者介護（介護予防）サービス費として給付されます。

食費の負担限度額（令和3年7月31日まで）

| | 区分 | 基準費用額 | 負担限度額 |
|------|--------------------------------|----------|--------|
| 第4段階 | 一般 | 1,392円／日 | 対象外 |
| 第3段階 | 住民税世帯非課税等 | | 650円／日 |
| 第2段階 | 住民税世帯非課税で、合計所得と年金収入額の合計が80万円以下 | | 390円／日 |
| 第1段階 | 生活保護受給者等 | | 300円／日 |

食費の負担限度額（令和3年8月1日から）

| | 区分 | 基準費用額 | 負担限度額 | |
|-------|--------------------------------------|----------|----------|----------|
| | | | 施設サービス | 短期入所サービス |
| 第4段階 | 一般 | 1,445円／日 | 対象外 | 対象外 |
| 第3段階② | 住民税世帯非課税で、合計所得と年金収入額の合計が120万円超 | | 1,360円／日 | 1,300円／日 |
| 第3段階① | 住民税世帯非課税で、合計所得と年金収入額の合計が80万円超120万円以下 | | 650円／日 | 1,000円／日 |
| 第2段階 | 住民税世帯非課税で、合計所得と年金収入額の合計が80万円以下 | | 390円／日 | 600円／日 |
| 第1段階 | 生活保護受給者等 | | 300円／日 | 300円／日 |

居住費（滞在費）の負担限度額

| | 区分 | 基準費用額 | 負担限度額（1日当たり） | | | |
|------|--|--|--------------|-------------|------------------|------|
| | | | ユニット型個室 | ユニット型個室的多床室 | 従来型個室 | 多床室 |
| 第4段階 | 一般 | ユニット型個室 | 対象外 | | | |
| 第3段階 | 本人及び世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の方 | 2,006円／日 ユニット型個室 的多床室 1,668円／日 | 1,310円 | 1,310円 | 1,310円 (820円) | 370円 |
| 第2段階 | 住民税世帯非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円以下の方 | 従来型個室 ^{※1} 1,668円／日 多床室 ^{※2} | 820円 | 490円 | 490円 (420円) | 370円 |
| 第1段階 | 生活保護受給者等 | 377円／日 | 820円 | 490円 | 490円 (320円) | 0円 |

※1 介護老人福祉施設と短期入所生活介護は 1,171 円。

※2 介護老人福祉施設と短期入所生活介護は 855 円。

・住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者の場合、預貯金等が一定額を超える場合は特定入所者介護（予防）サービス費の給付対象外となります。

○利用料の減免

介護保険法施行規則（抜粋）

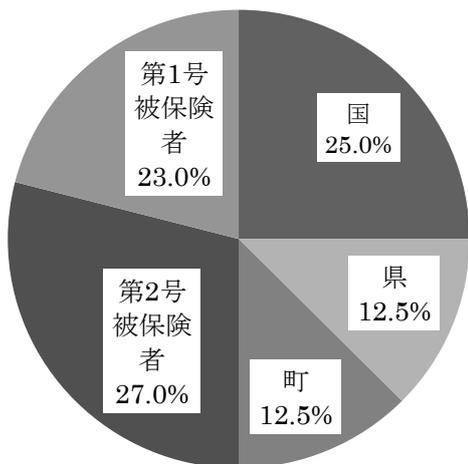
（居宅介護サービス費等の額の特例）

第83条 法第50条の厚生省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。

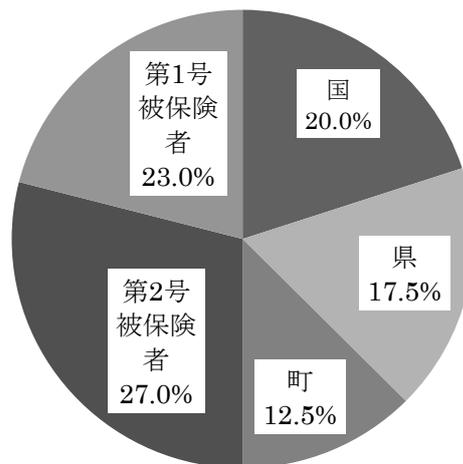
- （1） 要介護被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- （2） 要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- （3） 要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- （4） 要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

(3) 保険者負担の内訳と保険料

在宅の介護（予防）給付費負担割合



施設の介護（予防）給付費負担割合



○保険料

| | 第1号被保険者 | 第2号被保険者 |
|------|---|--------------------|
| 対象者 | 65歳以上 | 40歳から64歳までの医療保険加入者 |
| 保険料 | 町が設定 (所得段階別定額保険料) | 医療保険者が設定 |
| 徴収方法 | 特別徴収（年金天引き）又は、 普通徴収（納付書による納付） により徴収 | 原則として、医療保険料と併せて徴収 |

※ 65歳以上の介護保険料の納付方法は、特別徴収と普通徴収の2通りあります。

| | 特別徴収 | 普通徴収 |
|------|---|--|
| 納付方法 | 年金から天引きされます | 町から送付される納付書により納付します |
| 対象者 | ○老齢(退職)年金、遺族年金、 障害年金、老齢福祉年金が 年額18万円以上の方 | ○年金が年額18万円未満の方 ○年度途中で65歳になった方、 他市町村から転入してきた方 ○その他の理由で年金から天引き できない方 |

※ 年度途中で徴収方法が変わる場合があります。

※ 普通徴収の場合、口座振替による納入もできます。口座振替を希望される方は、役場税務課まで申し出てください。

65歳以上の保険料の算定に関する基準（令和5年度の年額）

| 所得段階 | 基準 | 基準額に対する 保険料率 | 保険料 (年額) |
|-------|---|-----------------|-------------|
| 第1段階 | 生活保護受給者及び世帯全員が住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者。世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の方 | 0.50 | 36,500円 |
| 第2段階 | 世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の方 | 0.70 | 51,100円 |
| 第3段階 | 世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が120万円を超える方 | 0.75 | 54,700円 |
| 第4段階 | 世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の方 | 0.90 | 65,700円 |
| 第5段階 | 世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円を超える方 | 1.00 | 73,000円 |
| 第6段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方 | 1.20 | 87,600円 |
| 第7段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 | 1.30 | 94,900円 |
| 第8段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 | 1.50 | 109,400円 |
| 第9段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方 | 1.60 | 116,700円 |
| 第10段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方 | 1.80 | 131,300円 |
| 第11段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方 | 2.00 | 145,900円 |
| 第12段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の方 | 2.10 | 153,200円 |
| 第13段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満の方 | 2.20 | 160,500円 |
| 第14段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上900万円未満の方 | 2.30 | 167,800円 |
| 第15段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が900万円以上の方 | 2.40 | 175,100円 |

※各段階別の保険料は、保険料基準額年額(72,965円)に各段階の保険料率を乗じ、百円未満を四捨五入した額を設定しています。

※ 保険料の減免

世帯の生計を立てている方が以下の事由で納付が難しいと認められた場合、保険料の減免を受けることができます。

上三川町介護保険条例（抜粋）

（保険料の減免）

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

- （1） 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- （2） 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- （3） 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- （4） 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

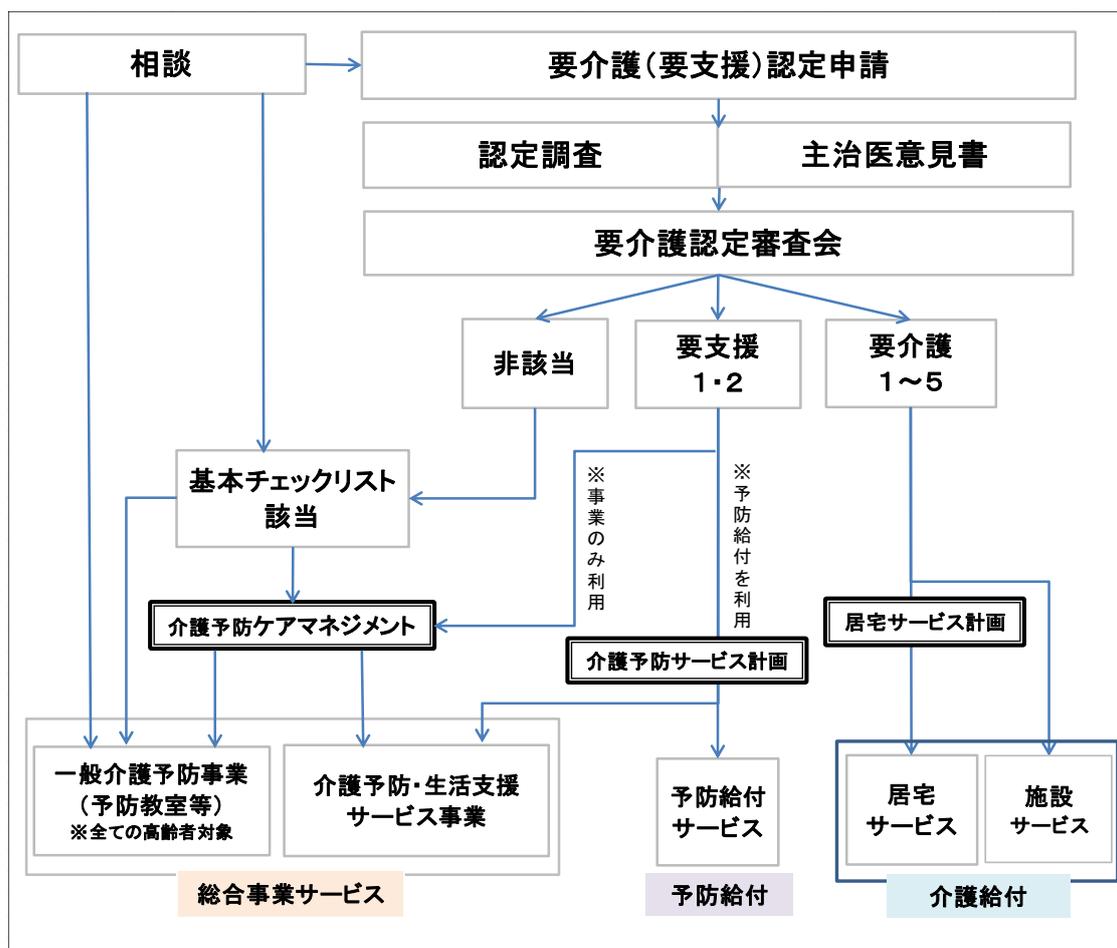
2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- （1） 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、住所及び個人番号
- （2） 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- （3） 減免を必要とする理由

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

4 介護サービスを受けるための標準的手続き

(1) 標準的手続き



介護給付 要介護の方を対象に、デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ等の居宅サービスや施設サービス、認知症グループホーム等のサービス等が提供されます。

予防給付 要支援1、2の方を対象にショートステイや福祉用具レンタル等の居宅サービスが提供されます。

総合事業 基本チェックリスト該当者、要支援1、2の方を対象に介護予防教室やデイサービス、ホームヘルプサービス、その他多様なサービスを提供すると共に、すべての高齢者を対象にした介護予防事業を行います。

※ 要介護（要支援）新規認定の期間は、6ヶ月～12ヶ月の範囲内で行われます。更新の場合は、最長4年間の有効期限があります。

更新の手続きは期限の60日前からできます。また、状態が変化した場合は、変更の申請もできます。

※ 介護（予防）サービス計画（ケアプラン）を作成しないと、介護サービス費に係る保険給付は、償還払い（後払い）となりますのでご注意ください。

※ 居宅介護（予防）支援事業者の届出をして、居宅介護（予防）支援事業者に介護（予防）サービス計画（ケアプラン）を作成してもらう場合は、その作成に要する費用は全額町が負担します。

(2) 介護認定調査員とは

介護認定調査員は、要介護（要支援）認定の申請を行った被保険者と面接をし、その心身の状況、置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査を行います。（町の特別職で身分証明書を携帯しています。）

調査項目は、現在受けているサービスの状況、視力聴力、関節の麻痺や動かせる範囲、排尿排便の状況、入浴洗顔、食事の状況、衣服の着脱、その他日常生活の状況および特別な医療の状況など介護認定に必要な事項を調査します。

(3) 主治医意見書とは

要介護（要支援）認定申請を行った被保険者の指定する主治医から、町に意見書を提出してもらいます。

主治医に意見書を書いてもらう費用は、介護保険から給付されますが、治療が伴う場合、その費用については、医療保険の適用となります。

(4) 介護認定審査会とは

介護認定審査会は、保健・医療・福祉の各分野の学識経験者から構成されており、介護認定の判定を行います。

(5) 介護支援専門員（ケアマネジャー）とは

介護支援専門員（ケアマネジャー）は、居宅介護支援事業者に所属し、介護認定を受けた要介護（要支援）者が適切な在宅サービスや施設サービスを受けられるよう介護（予防）サービス計画（ケアプラン）を作成します。

介護支援専門員（ケアマネジャー）とは、要介護（要支援）者が自立した日常生活をするために必要な援助に関する専門知識を有するものです。

(6) 居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）とは

介護支援専門員（ケアマネジャー）を有し、要介護（要支援）認定者に対し介護（介護予防）サービスの提供機関と連絡・調整する事業者です。

利用する際には居宅介護（介護予防）支援事業者からの届け出が必要です。

介護保険サービスだけでなく、介護に関する相談や介護保険の対象とならない一般福祉サービスについても相談を受けていますので、ぜひご利用ください。

○ケアプラン、介護予防ケアプランの相談、作成は全額を町（介護保険）が負担しますので、利用者負担はありません。

○要支援認定者につきましては、介護予防支援事業者が行いますが、上三川町地域包括支援センターがこの業務を行います。

居宅介護支援事業者

令和5年12月1日現在（上三川町内の事業者を掲載）

| 事業者名 | 所在地 | 電話番号 |
|--------------------|------------------|--------------|
| 在宅介護支援センタートータスホーム | 上三川町下神主 229-6 | 0285-52-2220 |
| 在宅介護支援センター友愛苑 | 上三川町上三川 1635-1 | 0285-56-8885 |
| 三本木居宅介護支援センター | 上三川町三本木 411-4 | 0285-56-9595 |
| 居宅介護支援事業所夕顔 | 上三川町しらさぎ 1-42 | 0285-55-2007 |
| 居宅介護支援事業所ふれあい | 上三川町西汗 1553-13 | 0285-55-1580 |
| 居宅介護支援事業所ふじやまの里 | 上三川町上三川 3950-1 | 0285-55-0962 |
| 居宅介護支援事業所にじみる | 上三川町しらさぎ 2-32-19 | 0285-56-7775 |
| ポプラ | 上三川町石田 1231-3 | 0285-56-0011 |
| 在宅介護支援センター リライトータス | 上三川町下神主 249-1 | 0285-51-1133 |

介護予防支援事業者

令和5年12月1日現在

| 事業者名 | 所在地 | 電話番号 |
|----------------|---------------|--------------|
| 上三川町地域包括支援センター | 上三川町上蒲生 127-1 | 0285-56-5513 |

5 介護サービスの種類

○介護・介護予防サービス

| | | サービスの種類 | サービスの利用 |
|--------|---------------------------|---|--|
| 介護サービス | 介護予防サービス 在宅サービス | 訪問介護 (ホームヘルプ) | ホームヘルパーの居宅訪問による、入浴、排せつ、食事等の介護や、調理、洗濯等の日常生活上の支援 |
| | | 通所介護 (デイサービス) | デイサービスセンターなどでの入浴、食事の提供、日常動作訓練など |
| | | 訪問看護 | 医師の指示による看護師などの療養上の世話又は診療補助 |
| | | 訪問リハビリテーション | 理学療法士などの医師の指示による機能回復訓練 |
| | | 居宅療養管理指導 | 医師、歯科医師、薬剤師らの訪問による療養上の管理、指導 |
| | | 通所リハビリテーション (デイケア) | 老人保健施設・病院などでの機能回復訓練 |
| | | 訪問入浴介護 | 移動浴槽による入浴の介護 |
| | | 短期入所生活介護 (ショートステイ) | 介護を必要とする人を短期間に特別養護老人ホームなどで介護 |
| | | 短期入所療養介護 (ショートステイ) | 医学的管理を必要とする人を短期間に医療施設などで介護 |
| | | 特定施設入所者生活介護 | 有料老人ホームなどに入所している人に施設が提供する介護 |
| | | 福祉用具の貸与・ 購入費の支給 | 車いすやベッドなどの貸し出しや尿器などの購入費支給 |
| | 住宅改修費の支給 | 手すりの取り付けや段差解消などの改修費用を支給 | |
| | 地域密着型サービス | 認知症対応型通所介護 | 認知症の方が通所して受けるリハビリテーションや日常生活の世話 |
| | | 小規模多機能型居宅介護 | 「通い」を中心に「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練 |
| | 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) | 認知症の高齢者が共同生活を営む住居で行う介護 | |
| | 地域密着型特定施設入所者生活介護 | 小規模な有料老人ホームなどに入居している方が受ける入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練及び療養上の世話 | |
| | 地域密着型通所介護 (デイサービス) | デイサービスセンターなどでの入浴、食事の提供、日常動作訓練など | |
| | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 24時間対応の、定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護 | |

| | | |
|--------|----------------------|---|
| 施設サービス | 看護小規模多機能型居宅介護 | 小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせる、一体的な介護や医療・看護 |
| | 夜間対応型訪問介護 | 夜間の定期巡回や通報による訪問介護 |
| | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 小規模な特別養護老人ホームに入所している方が受ける入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練及び療養上の介助 |
| | 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） | 寝たきりや認知症性などにより、食事や排せつなどで常時介護が必要で、自宅では介護できないお年寄りが入所 |
| | 介護老人保健施設 | 病状が安定し、治療よりは看護や介護に重点を置いたケアが必要なお年寄りが入所 |
| | 介護療養型医療施設 | 急性期の治療が終わり、長期にわたり療養を必要とするお年寄りが入所 |
| | 介護医療院 | 長期の療養を必要とする方のための施設で、医療の他、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護等を提供 |

※ 介護予防・生活支援サービスを利用できるのは、基本チェックリストを実施し事業対象者と判断された方及び要支援1・2と認定された方

○総合事業

| サービスの種類 | | サービスの内容 | 自己負担 |
|-----------------|--------|--|---|
| 介護予防・日常生活支援総合事業 | 在宅サービス | 元気向上くらぶ (通所型サービスC) | 生活機能改善を目的とした3ヶ月の運動教室 無料 (ゴムバンド代は実費) |
| | | <small>そうわん</small> 創年倶楽部 (通所型サービスB) | 住民主体の週1回の通いの場 無料 |
| | | 通所介護相当サービス (デイサービス) | デイサービスセンターなどでの入浴、食事の提供、日常動作訓練など 1割～3割 |
| | | 通所型サービスA (基準緩和型) | 送迎付き・3時間以上のデイサービス 1割～3割 入浴など実費の場合あり |
| | | 訪問介護相当サービス (ホームヘルプサービス) | ホームヘルパーによる介護や家事の援助 1割～3割 |

○訪問介護（ホームヘルプサービス）

| 種類 | 内容 |
|--------|--|
| 1 身体介護 | <p>訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問し、食事や排せつ、入浴の介助を行うサービスです。</p> <p>※身体介護は、世帯や家族の状況に関わらず利用できます。</p> |
| 2 生活援助 | <p>訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問し、掃除や洗濯、食事の準備や調理などを行うサービスです。</p> <p>※生活援助を利用できるのは、次のような場合です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 利用者がひとり暮らしの場合 ② 利用者の家族等が障がいや疾病等により家事を行うことが困難な場合 ③ 利用者の家族等が障がいや疾病がない場合であっても同様のやむを得ない事情により家事が困難な場合 <p>※生活援助において次のようなサービスは介護保険の対象になりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①本人以外の部屋の掃除など、家族のための家事 ②庭の草むしりなど、ホームヘルパーがやらなくても普段の暮らしに差し支えないもの ③大掃除など、普段はやらないような家事 |
| 3 乗降介助 | <p>通院等のため、訪問介護員（ホームヘルパー）が自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うと共に、乗車前後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助を行うサービスです。</p> <p>※乗降介助の利用は、総合的介護サービスの提供の一環として行われるもので、その月に他の介護保険サービスを利用しない場合は対象となりません。また、ケアプランに位置づけた利用となりますので、緊急時の通院時における利用は対象となりません。</p> |

○福祉用具の貸与

福祉用具の貸与を受けるには、福祉用具に関し専門の知識を有する者（ケアマネジャー等）に相談しなければなりません。

※福祉用具（貸与）の種類

| 品目 | 内容 |
|-------------------------------|--|
| 1 車いす (シニアカー含む) | (1) 自走用標準型車いす (2) 普通型電動車いす (3) 介助用標準型車いす |
| 2 車いす付属品 (車いすと一体的に使用されるもの) | (1) クッション (2) 電動補助装置等 |
| 3 特殊寝台 | サイドレールを取り付けているもの又は取り付け可能なものであり、次に掲げる機能のいずれかを有するもの (1) 背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能 (2) 床板の高さが無段階に調整できる機能 |
| 4 特殊寝台付属品 | マットレス、サイドレール、介助用ベルト等であって、特殊寝台と一体的に使用されるもの |
| 5 床ずれ防止用具 | (1) 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット (2) 水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット |
| 6 体位変換器 | 空気パット等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く |
| 7 手すり | 取り付けに際し、工事を伴わないものに限る |
| 8 スロープ | 段差解消のためのものであって、取り付けに際し、工事を伴わないものに限る |
| 9 歩行器 | 歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するもの (1) 車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの (2) 4脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの |

| | |
|----------------------------|---|
| 10 歩行補助つえ | <p>(1) 松葉づえ</p> <p>(2) カナディアン・クラッチ</p> <p>(3) ロフストランド・クラッチ</p> <p>(4) プラットホーム・クラッチ</p> <p>(5) 多点つえ</p> |
| 11 認知症老人徘徊感知機器 | 認知症老人が屋外へ出ようとした時など、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの |
| 12 移動用リフト (つり具部分除く) | 床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの（取り付けに住宅の改修を伴うものを除く） |
| 13 自動排せつ処理装置 (交換可能部品除く) | 尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの |

※ 福祉用具選定の判断基準

| | 要支援 1 | 要支援 2 | 要介護 1 | 要介護 2 | 要介護 3 | 要介護 4 | 要介護 5 |
|----------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1 車いす | | | | | | | |
| ・ 自走用標準型車いす | × | × | × | △ | △ | △ | △ |
| ・ 普通型電動車いす | × | × | × | △ | △ | △ | ▲ |
| ・ 介助用標準型車いす | × | × | × | △ | △ | △ | △ |
| 2 車いす付属品 | × | × | × | △ | △ | △ | ▲△ |
| 3 特殊寝台 | × | × | × | △ | △ | △ | △ |
| 4 特殊寝台付属品 | × | × | × | △ | △ | △ | △ |
| 5 床ずれ防止用具 | × | × | × | △ | △ | △ | △ |
| 6 体位変換器 | × | × | × | △ | △ | △ | △ |
| 7 手すり | | | | | | | |
| 8 スロープ | | | | | | | |
| 9 歩行器 | | | | | | | |
| 10 歩行補助つえ | | | | | | | |
| 11 認知症性老人徘徊感知器 | × | × | × | △ | △ | △ | ▲ |
| 12 移動用リフト(つり具の部分を除く) | | | | | | | |
| ・ 床走行式リフト | × | × | × | ▲ | △ | △ | △ |
| ・ 固定式リフト (浴槽固定上下移動のものを除く) | × | × | × | ▲ | △ | △ | △ |
| ・ 据置式リフト (立ち上がり補助いす、段差解消機を除く) | × | × | × | ▲ | △ | △ | △ |
| 13 自動排せつ処理装置 | | | | | | | |
| ・ 尿のみを自動的に吸引する機能のもの | | | | | | | |
| ・ 上記以外のもの | × | × | × | × | × | △ | △ |

×・・・一定の条件に該当する場合を除き、使用できないもの

▲・・・使用が想定しにくいもの

△・・・状態像によっては使用が想定しにくいもの

(使用できないと判断された場合、介護保険の保険給付は受けられませんが、自費で使用することは可能です)

●軽度者(要支援1・要支援2・要介護1の認定を持っている方)は原則として福祉用具の貸与に関して保険給付の対象にはなりません。ただし、①認定調査の結果により例外的に給付の対象となる場合と②一定の手続きにより例外的に給付の対象になる場合があります。ケアマネジャーにご相談ください。

○特定福祉用具の購入

直接肌にふれて使用する入浴用、排せつ用等の「特定福祉用具」は介護保険で購入することができます。

都道府県等の指定を受けた特定福祉用具販売事業者から特定福祉用具を購入した場合、年間の申請額 10 万円を上限として、利用者が一旦全額を支払った後に利用者負担割合に応じた保険給付額（9 割、8 割または 7 割）の給付を申請により受けることができます。購入については必ず担当のケアマネジャーに相談してください。

※特定福祉用具の種類

| 品目 | 内容 |
|--------------------|---|
| 1 腰掛便座 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む） (2) 洋式便器の上に置いて高さを補うもの (3) 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの (4) ポータブルトイレ【便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る）】 |
| 2 自動排せつ処理装置の交換可能部品 | |
| 3 入浴補助用具 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 入浴用いす（座面の高さが概ね 35cm 以上のもの又はクライニング機能を有するものに限る） (2) 浴槽用手すり（浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る） (3) 浴槽内いす（浴槽内に置いて利用することができるものに限る） (4) 入浴台（浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る） (5) 浴室内すのこ（浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る） (6) 浴槽内すのこ（浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る） (7) 入浴用介助ベルト（身体に直接巻き付けて使用するもので浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る） |
| 4 簡易浴槽 | 空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のための工事を伴わないもの |
| 5 移動用リフトのつり具の部分 | 身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの |

○住宅改修費

日常生活での自立支援のための小規模な住宅改修を行なった場合、申請額 20 万円を上限として利用者が一旦全額を支払った後に利用者負担割合に応じた保険給付額（9割、8割又は7割）の給付を申請により受けることができます。改修前に事前申請が必要となりますのでご注意ください。

○対象となる住宅改修の種類

| 種類 | 内容 |
|----------------------------------|--|
| 1 手すりの取り付け | 廊下、トイレ、浴室、玄関から道路までの通路等に転倒予防や移動、または移乗動作の補助を目的として手すりを設置する工事 |
| 2 段差の解消 | 居室、廊下、トイレ、浴室、玄関などの各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路などの段差や傾斜を解消するためにスロープを設置する等の工事 |
| 3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 | 居室においては畳敷きから板製床材やビニール系床材等への変更、浴室での滑りにくい床材への変更、通路面での滑りにくい舗装材へ変更などの工事 |
| 4 引き戸等への扉の取り替え | 開き戸を引き戸や折戸、アコーディオンカーテンなどに取り替えるといった扉全体の取り替えのほか、ドアノブの変更、戸車の設置なども含まれる |
| 5 洋式便器等への便器の取り替え | 和式便器を洋式便器に取り替える改修工事 |
| 6 その他 1～5の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 | 手すり取り付けに伴う下地補強等の工事 |

6 審査請求

町は、介護保険の保険者として様々な行政処分を行います。この行政処分に対し、不服がある場合は、栃木県に設置される介護保険審査会に審査請求することができます。審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭でしなければなりません。

<審査請求できる項目>

- ① 保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求に関する処分及び要介護認定または要支援認定に関する処分を含む。）
- ② 保険料、その他介護保険法に規定する徴収金に関する処分

7 保険料滞納者に関する処分

介護保険料の滞納が一定期間を過ぎた場合、以下のとおり措置や制限の対象となります。

(1) 保険料滞納者の保険給付の取扱い

| | 滞納期間 | 内容 |
|---------------|-------|---|
| ① 支払い方法の変更 | 1年 | 介護（予防）サービス費用が償還払い（後払い）になる。 ※介護サービスを受けた場合、通常はその費用の自己負担割合分を利用料としてサービス業者に支払います。上記のように償還払いになった場合は、その費用全額をサービス業者に支払うこととなります。保険給付となる9割分、8割分又は7割分は、後から町（保険者）に請求することとなります。 |
| ② 保険給付の一時差し止め | 1年6ヶ月 | 介護サービス費用にかかる保険給付の支払いが一時差し止めとなる。 ※介護サービスを受けた場合、支払い方法の変更措置を行い、保険給付分の一部または全部の一時差止を行い、滞納している保険料にあてます。 |

(2) 保険料未納者の保険給付の減額

期限から2年経過すると、時効により納めることができなくなります。過去の滞納保険料に時効になった保険料があると、その期間に応じて介護サービスを利用するときの利用者負担が3割負担又は4割負担に引き上げられます。

また、以下の支給も受けられなくなります。

- 1. 高額介護（予防）サービス費
- 2. 高額医療合算介護（予防）サービス費
- 3. 特定入所者介護（予防）サービス費

<例> 特別養護老人ホーム入所時の一月（30日）の自己負担の例

○滞納なし 約4万円＋実費分諸費用

（特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費支給後）

○上記②の場合 約13万5千円＋実費分諸費用

（介護サービス費3割負担、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費支給なし）

※利用者負担段階が第2段階で自己負担割合が1割の要介護3の者が従来型多床室の特別養護老人ホームに入所している場合の最終的な自己負担額。

8 介護保険利用実績

(1) 第1号被保険者数

| | 上三川町の人口 | 第1号被保険者数 | 上三川町の世帯数 | 第1号被保険者のいる世帯数 |
|--------|---------|----------|----------|---------------|
| H26.3末 | 31,182 | 6,004 | 10,868 | 4,168 |
| H27.3末 | 31,299 | 6,271 | 11,062 | 4,345 |
| H28.3末 | 31,396 | 6,521 | 11,290 | 4,466 |
| H29.3末 | 31,389 | 6,749 | 11,493 | 4,590 |
| H30.3末 | 31,316 | 6,947 | 11,656 | 4,699 |
| H31.3末 | 31,208 | 7,111 | 11,791 | 4,803 |
| R2.3末 | 31,288 | 7,347 | 12,051 | 4,959 |
| R3.3末 | 31,225 | 7,467 | 12,215 | 5,026 |
| R4.3末 | 31,103 | 7,623 | 12,316 | 5,064 |
| R5.3末 | 30,860 | 7,699 | 12,424 | 5,149 |

(2) 認定者数

| | 要支援1 | 要支援2 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 | 計 (うち1号被保険者数) | 認定率 (1号) |
|--------|------|------|------|------|------|------|------|------------------|-------------|
| H26.3末 | 72 | 102 | 144 | 190 | 173 | 147 | 123 | 951 (924) | 15.4% |
| H27.3末 | 95 | 109 | 177 | 163 | 204 | 157 | 117 | 1,022 (1,000) | 15.9% |
| H28.3末 | 104 | 112 | 181 | 192 | 189 | 155 | 112 | 1,045 (1,031) | 15.8% |
| H29.3末 | 112 | 142 | 197 | 196 | 209 | 150 | 118 | 1,124 (1,108) | 16.4% |
| H30.3末 | 92 | 148 | 221 | 211 | 223 | 163 | 102 | 1,160 (1,137) | 16.4% |
| H31.3末 | 121 | 134 | 228 | 234 | 212 | 187 | 91 | 1,207 (1,169) | 16.4% |
| R2.3末 | 131 | 165 | 227 | 228 | 221 | 193 | 89 | 1,280 (1,250) | 17.0% |
| R3.3末 | 123 | 162 | 223 | 235 | 225 | 184 | 97 | 1,249 (1,215) | 16.2% |
| R4.3末 | 114 | 169 | 249 | 228 | 231 | 168 | 90 | 1,249 (1,208) | 15.8% |
| R5.3末 | 136 | 157 | 238 | 224 | 207 | 168 | 72 | 1,202 (1,163) | 15.1% |

(3) 居宅介護（支援）サービス受給者数

| | 要支援1 | 要支援2 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 | 計 |
|--------|------|------|------|------|------|------|------|-----|
| H26.3末 | 41 | 64 | 108 | 129 | 104 | 64 | 33 | 543 |
| H27.3末 | 52 | 69 | 129 | 132 | 138 | 70 | 29 | 619 |
| H28.3末 | 37 | 52 | 137 | 141 | 120 | 75 | 28 | 599 |
| H29.3末 | 24 | 59 | 144 | 161 | 126 | 80 | 36 | 630 |
| H30.3末 | 25 | 63 | 182 | 185 | 172 | 97 | 36 | 760 |
| H31.3末 | 32 | 50 | 169 | 198 | 118 | 93 | 25 | 685 |
| R2.3末 | 28 | 68 | 175 | 176 | 132 | 91 | 21 | 691 |
| R3.3末 | 32 | 70 | 161 | 193 | 126 | 85 | 28 | 695 |
| R4.3末 | 31 | 74 | 173 | 209 | 140 | 70 | 33 | 730 |
| R5.3末 | 41 | 75 | 192 | 181 | 123 | 69 | 28 | 709 |

(4) 地域密着型サービス受給者数

| | 要支援1 | 要支援2 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 | 計 |
|--------|------|------|------|------|------|------|------|-----|
| H26.3末 | 0 | 0 | 5 | 6 | 2 | 2 | 1 | 16 |
| H27.3末 | 0 | 0 | 4 | 5 | 5 | 2 | 0 | 16 |
| H28.3末 | 2 | 1 | 8 | 9 | 14 | 3 | 4 | 38 |
| H29.3末 | 3 | 1 | 20 | 30 | 34 | 13 | 5 | 105 |
| H30.3末 | 1 | 4 | 27 | 28 | 40 | 13 | 8 | 121 |
| H31.3末 | 3 | 1 | 29 | 43 | 36 | 29 | 14 | 155 |
| R2.3末 | 1 | 0 | 27 | 20 | 36 | 28 | 11 | 124 |
| R3.3末 | 2 | 1 | 25 | 27 | 37 | 25 | 12 | 129 |
| R4.3末 | 0 | 0 | 36 | 37 | 40 | 20 | 11 | 144 |
| R5.3末 | 0 | 0 | 34 | 32 | 35 | 25 | 8 | 134 |

(5) 施設介護サービス受給者数

| | 介護老人福祉施設 | 介護老人保健施設 | 介護療養型医療施設 | 計 |
|--------|----------|----------|-----------|-----|
| H26.3末 | 131 | 54 | 7 | 192 |
| H27.3末 | 134 | 63 | 6 | 203 |
| H28.3末 | 145 | 57 | 6 | 208 |
| H29.3末 | 151 | 49 | 3 | 202 |
| H30.3末 | 185 | 45 | 6 | 234 |
| H31.3末 | 152 | 46 | 4 | 201 |
| R2.3末 | 149 | 48 | 4 | 201 |
| R3.3末 | 153 | 47 | 3 | 203 |
| R4.3末 | 156 | 40 | 4 | 200 |
| R5.3末 | 144 | 38 | 5 | 187 |

(6) 介護保険給付実績

| | 訪問サービス | 通所サービス | 短期入所 サービス | 福祉用具 住宅改修 |
|----------|-------------|-------------|--------------|--------------|
| 平成 25 年度 | 89,793,023 | 426,935,423 | 104,163,822 | 49,815,455 |
| 平成 26 年度 | 89,453,216 | 493,136,935 | 97,295,353 | 53,250,376 |
| 平成 27 年度 | 83,731,530 | 500,129,793 | 88,082,179 | 55,648,465 |
| 平成 28 年度 | 79,452,196 | 439,516,390 | 86,575,100 | 63,506,340 |
| 平成 29 年度 | 98,128,428 | 450,678,232 | 105,536,158 | 67,788,604 |
| 平成 30 年度 | 108,001,531 | 443,957,933 | 99,743,581 | 69,447,022 |
| 令和元年度 | 122,882,808 | 461,452,050 | 98,308,385 | 70,743,958 |
| 令和 2 年度 | 130,710,897 | 460,513,573 | 97,568,765 | 74,042,831 |
| 令和 3 年度 | 133,495,042 | 440,393,311 | 87,804,517 | 76,915,007 |
| 令和 4 年度 | 148,398,104 | 408,569,722 | 76,150,000 | 76,965,008 |

| | 特定施設入居者 生活介護 | 介護予防・ 居宅介護支援 | 地域密着型介護 サービス | 施設サービス |
|----------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------|
| 平成 25 年度 | 10,881,336 | 75,904,198 | 44,056,548 | 590,015,951 |
| 平成 26 年度 | 16,300,037 | 85,195,810 | 46,409,157 | 618,361,255 |
| 平成 27 年度 | 14,805,388 | 90,765,392 | 96,561,055 | 621,132,647 |
| 平成 28 年度 | 14,412,011 | 92,603,677 | 179,369,857 | 606,329,025 |
| 平成 29 年度 | 19,618,767 | 100,267,505 | 210,278,033 | 617,717,608 |
| 平成 30 年度 | 23,934,368 | 101,084,258 | 284,963,481 | 599,446,720 |
| 令和元年度 | 29,249,941 | 101,646,259 | 290,571,574 | 595,141,399 |
| 令和 2 年度 | 34,485,499 | 103,758,644 | 300,429,280 | 636,576,027 |
| 令和 3 年度 | 47,121,041 | 101,860,757 | 309,442,066 | 624,671,344 |
| 令和 4 年度 | 38,770,952 | 103,218,971 | 300,231,262 | 614,033,892 |

(7) 総合事業にかかる費用

| | 訪問型サービス (従来相当) | 通所型サービス (従来相当) | 通所型サービス (緩和型) | 介護予防 ケアマネジメント |
|----------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|
| 平成 28 年度 | 7,598,780 | 25,257,143 | 0 | 4,224,600 |
| 平成 29 年度 | 8,747,533 | 29,994,369 | 0 | 4,186,140 |
| 平成 30 年度 | 7,506,886 | 18,961,601 | 5,084,451 | 4,426,346 |
| 令和元年度 | 7,110,544 | 18,146,382 | 6,488,552 | 4,257,511 |
| 令和 2 年度 | 6,495,275 | 14,789,819 | 11,873,143 | 5,421,362 |
| 令和 3 年度 | 6,931,950 | 15,671,899 | 17,382,563 | 7,052,116 |
| 令和 4 年度 | 8,008,772 | 12,290,719 | 19,694,315 | 7,447,812 |

9 介護保険と所得税

(1) 介護保険料の社会保険料控除

介護保険料は、所得税の社会保険料控除の対象となります。

ただし、次のことに留意してください。

- ① 公的年金等から控除（特別徴収）される介護保険料については、介護保険料が課されている方（以下、本人）が支払ったものであるため、本人以外の方の社会保険料控除の対象となりません。（本人以外がその介護保険料を支払ったことにならないため）
- ② 介護保険料が納付書等により納付（普通徴収）される場合で、本人以外がその介護保険料を支払った場合には、国民年金や国民健康保険税などと同様に、実際に支払った方の社会保険料控除の対象となります。

(2) 介護サービス利用料の医療費控除

介護サービスに係る利用料について、療養上の世話の対価に相当する部分の金額は、所得税の医療費控除の対象になります。

具体的には、以下のとおりです。

① 施設サービス

| 施設の種類 | 医療費控除の対象 | 医療費控除の対象外 |
|----------------------------|---|----------------------|
| 指定介護老人福祉施設・指定地域密着型介護老人福祉施設 | 施設サービス費の対価（介護費、食費及び居住費）として支払った額の1/2に相当する額 | ①日常生活費 ②特別なサービス費用 |
| 介護老人保健施設 | 施設サービス費の対価（介護費、食費及び居住費）として支払った額 | 同上 |
| 指定介護療養型医療施設 | 同上 | 同上 |
| 介護医療院 | 同上 | 同上 |

1 平成12年4月1日以前から指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所している旧措置入所者は、医療費控除の対象外となります。

2 日常生活費とは、理美容代やその他の施設サービス等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となる費用で、その入所者に負担させることが適当と認められるものです。

なお、おむつ代は、介護サービス費用に含まれるため、介護保険給付費の自己負担額が医療費控除の対象となっています。

3 介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院の個室等の特

別室の使用料（診療または治療を受けるためにやむを得ず支払うものに限る）は、医療費控除の対象となります。

- 4 指定介護老人福祉施設等が発行する領収証書には、医療費控除の対象となる金額が記載されています。
- 5 高額介護サービス費として払い戻しを受けた場合は、その高額介護サービス費を差し引いて医療費控除の金額を計算することになります。

②居宅サービス

| | 居宅サービスの種類 |
|---------------------------------------|--|
| 1. 医療費控除の対象となるサービス | 訪問看護（予防を含む） 訪問リハビリテーション（予防を含む） 居宅療養管理指導（予防を含む） 通所リハビリテーション（予防を含む） 短期入所療養介護（予防を含む） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限る） 看護・小規模多機能型居宅介護（上記の居宅サービスを含む組合せにより提供されるものに限る） |
| 2. 上記1の居宅サービスと併せて利用する場合のみ医療費控除対象となるもの | 訪問介護（生活援助中心型を除く） 夜間対応型訪問介護 訪問入浴介護（予防を含む） 通所介護（認知症対応型（予防を含む）、地域密着型を含む） 小規模多機能型居宅介護（予防を含む） 短期入所生活介護（予防を含む） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（連携型事業所に限る） 看護・小規模多機能型居宅介護（上記1のサービスを含まない組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護を除く）に限る） 地域支援事業の訪問型サービス（生活援助中心のサービスを除く） 地域支援事業の通所型サービス（生活援助中心のサービスを除く） |
| 医療費控除の対象外となる介護保険の居宅サービス | 訪問介護（生活援助中心型） 認知症対応型共同生活介護（予防を含む） 特定施設入居者生活介護（地域密着型）（それぞれ予防を含む） |

| | |
|--|--|
| | 福祉用具貸与（予防を含む） 地域支援事業の訪問型サービス（生活援助中心のサービスに限る） 地域支援事業の生活支援サービス（生活援助中心のサービスに限る） |
|--|--|

- 1 居宅サービス事業者等が発行する領収証書には、医療費控除の対象となる金額が記載されています。
- 2 交通費のうち、通所リハビリテーションや短期入所療養介護を受けるため、介護老人保健施設や指定介護療養型医療施設、介護医療院へ通う際に支払う費用で、通常必要なものは医療費控除の対象となります。
- 3 高額介護サービス費として払い戻しを受けた場合は、その高額介護サービス費を差し引いて医療費控除の金額を計算することになります。

（３）おむつ代の医療費控除

おおむね6ヶ月以上ねたきりの状態にあると認められ、治療上おむつの使用が必要な人については、おむつ代（紙おむつの購入料・貸しおむつの賃借料）が医療費控除の対象になります。

医療費控除を受けるには、確定申告書に医療費控除の明細書を添付し、また、その者の治療を行っている医師が発行した「おむつ使用証明書」を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示することが必要です。2年目以降の場合は、主治医意見書で寝たきり度や尿失禁の可能性が確認できる方に限り、申請者の請求によって町が発行する「介護保険主治医意見書内容確認書」を、医師の「おむつ使用証明書」に代えることができます。

（４）障がい者控除

障がい者手帳（身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい保健福祉手帳）を持っていない、満65歳以上の要介護状態にある身体上の障がい者又は知的障がい者に準ずる人は、町長の認定を受けることにより所得税、地方税の障がい者控除を受けることができます。